

件 名

児童虐待への学校における対応について

提出理由

児童虐待への学校における対応について、別紙のとおり報告します。

概 要

1 児童虐待への学校における対応の概要

- (1) 児童虐待の防止等に関する法律における児童虐待について
- (2) 学校における対応のポイント

2 児童虐待の防止と対応に関する取組

- (1) 公立学校人権教育担当者研修会の実施
- (2) 児童虐待防止支援研修会の実施
- (3) 児童虐待防止のための保護者向け啓発リーフレットの配布
- (4) 大切な心と体を守るSOSカードの配布

3 成果、課題と今後の方向性

- (1) 成果

(2) 課題と今後の方向性

4 (参考) 児童虐待防止に関する法律・条例

1 児童虐待への学校における対応の概要

(1) 児童虐待の防止等に関する法律における児童虐待について

- ・ 児童虐待は、保護者が、その監護する18歳未満の児童の心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為であり、身体的虐待、保護の怠慢・拒否、性的虐待、心理的虐待がある。 (第2条)
- ・ 学校は、児童虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。 (第5条)
- ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに市町村や児童相談所等に通告しなければならない。 (第6条)

(2) 学校における対応のポイント

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」 (R2.6 文部科学省)

ア 早期発見・早期対応

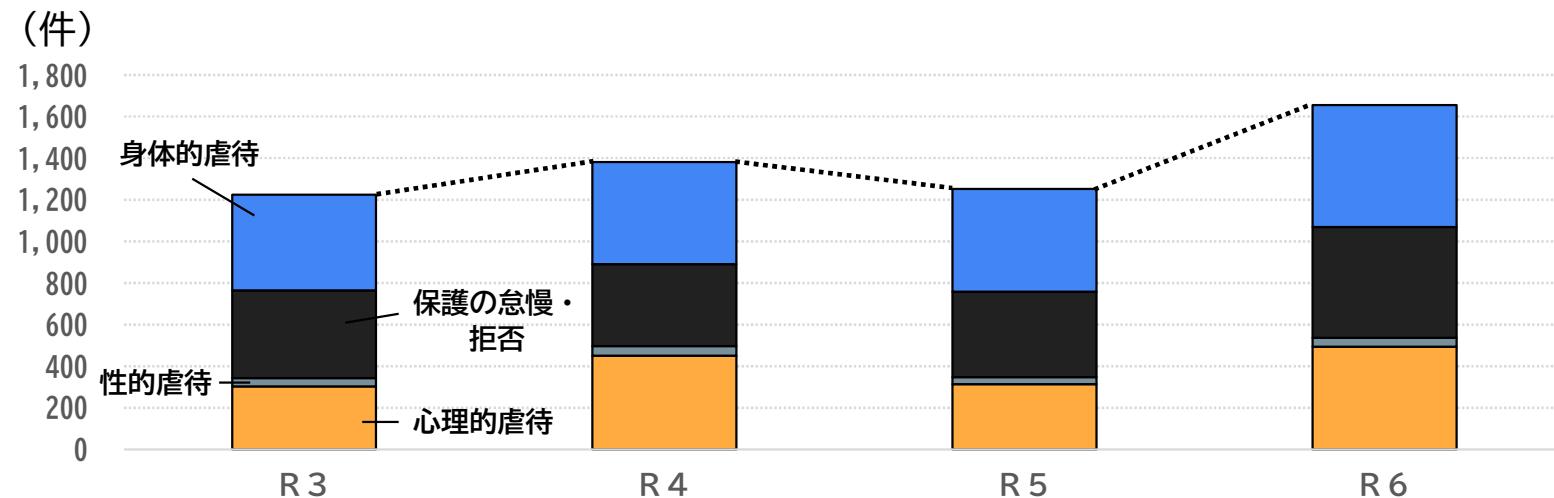
- ・ 日頃から児童生徒の様子を観察し、不自然な傷・表情・行動などから虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに管理職に報告する。
- ・ 管理職の指示の下、組織的に情報収集や事実関係の整理を行い、速やかに市町村や児童相談所に通告・相談する。

イ 関係機関との連携

虐待を受けた児童生徒について、関係機関と情報共有を行い、連携して支援する。

【学校で新たに対応した虐待の件数の推移（令和3年度～令和6年度）】

「学校における児童虐待の対応に関する調査」（人権教育課）より

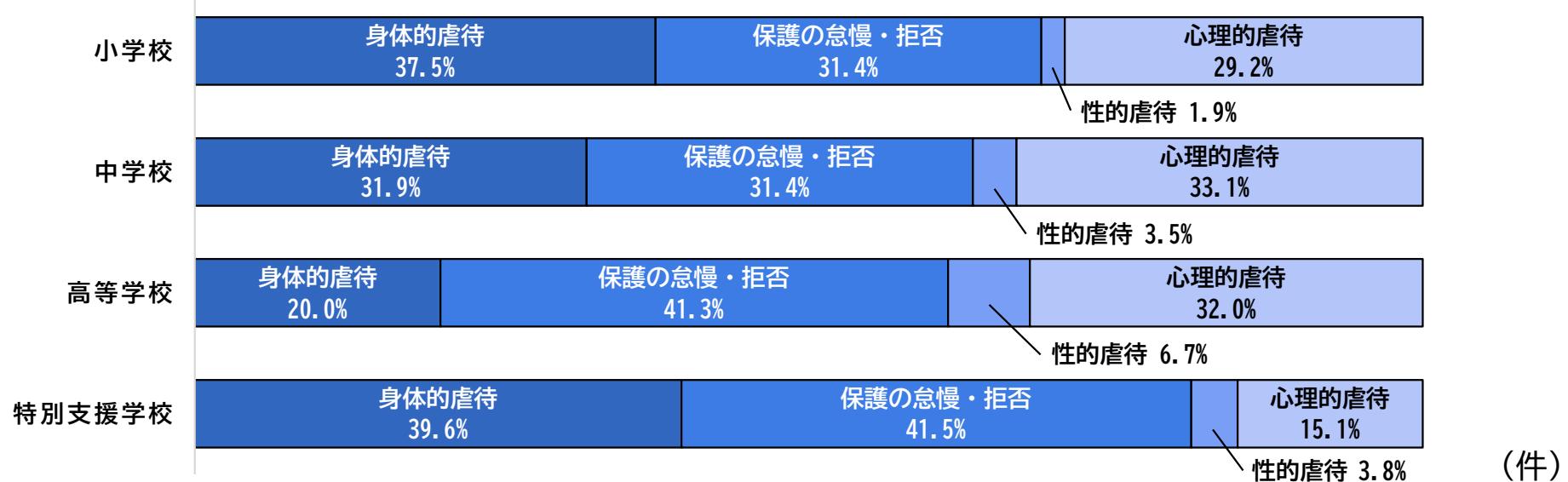


	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的虐待	460 (37.6%)	492 (35.6%)	494 (39.4%)	585 (35.3%)
保護の怠慢・拒否	421 (34.4%)	394 (28.5%)	411 (32.8%)	533 (32.2%)
性的虐待	41 (3.3%)	45 (3.3%)	34 (2.7%)	43 (2.6%)
心理的虐待	302 (24.7%)	451 (32.6%)	314 (25.1%)	494 (29.8%)
合計	1,224	1,382	1,253	1,655

※端数処理の関係で合計が100%にならない場合がある。

【令和6年度 学校で新たに対応した虐待の内訳（学校種別）】

「学校における児童虐待の対応に関する調査」（人権教育課）より



	合計	身体的虐待	保護の怠慢・拒否	性的虐待	心理的虐待
小学校	1,104	414 (37.5%)	347 (31.4%)	21 (1.9%)	322 (29.2%)
中学校	423	135 (31.9%)	133 (31.4%)	15 (3.5%)	140 (33.1%)
高等学校	75	15 (20.0%)	31 (41.3%)	5 (6.7%)	24 (32.0%)
特別支援学校	53	21 (39.6%)	22 (41.5%)	2 (3.8%)	8 (15.1%)
合計	1,655	585 (35.3%)	533 (32.2%)	43 (2.6%)	494 (29.8%)

※小学校は義務教育学校の前期課程を、中学校は義務教育学校の後期課程を含む。

※端数処理の関係で合計が100%にならない場合がある。

2 児童虐待の防止と対応に関する取組

(1) 公立学校人権教育担当者研修会の実施

ア 目的

学校教育における人権教育推進の中心となる人権教育担当者としての資質の向上を図るとともに、児童虐待を早期に発見し、適切に対応する力を養成する。

イ 内容

県福祉部こども安全課職員による児童虐待の対応についての講義

(2) 児童虐待防止支援研修会の実施

ア 目的

学区内に児童養護施設がある小・中学校や市町村教育委員会、児童養護施設などの職員を対象に、虐待を受けた児童生徒への支援や保護者への対応の在り方についての理解を深める。

イ 内容

(ア) 県の児童相談所職員による講義

(イ) 虐待を受けたと思われる子供への接し方についてのグループ協議

(3) 児童虐待防止のための保護者向け啓発リーフレットの配布

ア 目的

深刻な状況にある児童虐待を防止するため、保護者等への啓発を行う。

イ 内容

虐待を受けた子供への影響、子育て中の保護者へのメッセージ、連絡・相談先などを記載したリーフレット



児童虐待とは……

保護者や、保護に代わる団体が、子どもの心や体を傷つけ、醫やかな威脅や人権の行使に重大な影響を与える行為です。

- 身体的虐待**
拳撃、蹴るなどの暴力
户外に閉じこむなど
- 心霊的虐待**
おどりへの言で言かせないする
暴行や絶対的な威脅を出すなど
- 性的虐待**
おどりへの性交渉を強制する
おどり・ビデオを見せさせなど

* 実際に虐待を受けた場合は、上記に関するより詳しい情報が本冊子には記載されています。

児童虐待を受けた子どもは……

「自分を大切にしたい」という気持ちや、「がんばろう」という意欲がなくなります。

- やっぱり自分は
だめなんだ
- 何を
やりたくない
- 「自分を
大切にする」って
わからないよ
- 家には
帰りたくない

埼玉県の児童虐待の現状について

近畿圏内における児童虐待件数の推移

年	件数
平成15年	17,219
平成16年	17,415
平成17年	15,177

主な虐待者

性別	割合
女性	43.5%
男性	47.0%

あなたのがまなびと行動が、子どもを児童虐待から守ります。

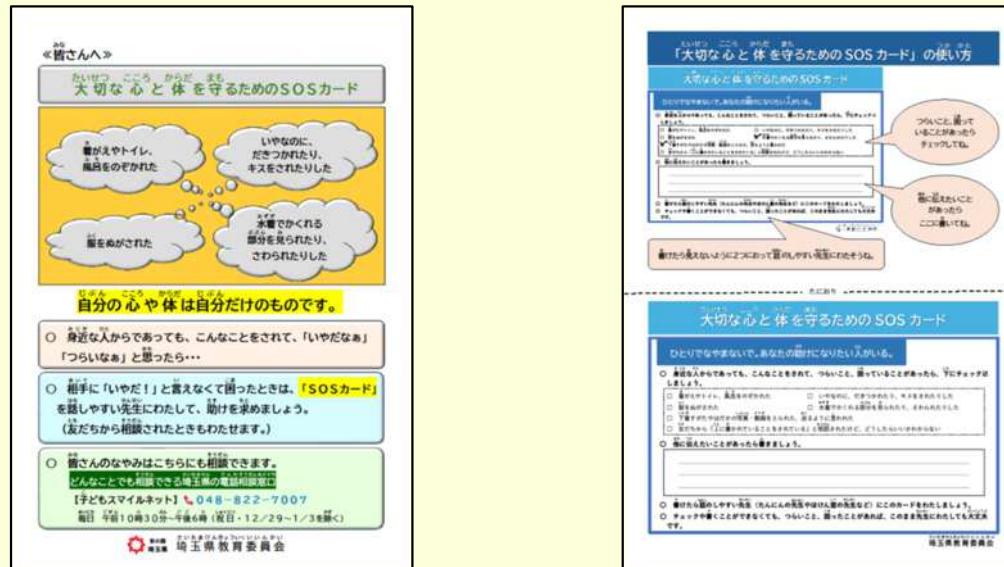
(4) 大切な心と体を守るSOSカードの配布

ア 目的

保護者からの性的虐待を含め、身近な人からの性被害を受けていても、児童生徒自らが周りの大人们に訴えることが難しいことが考えられるため、他人に知られることなく先生に伝え、助けを求めることができる手立てとして配布する。

イ 内容

性被害の内容を記入して、話しやすい先生に渡し、助けを求めるメッセージカード



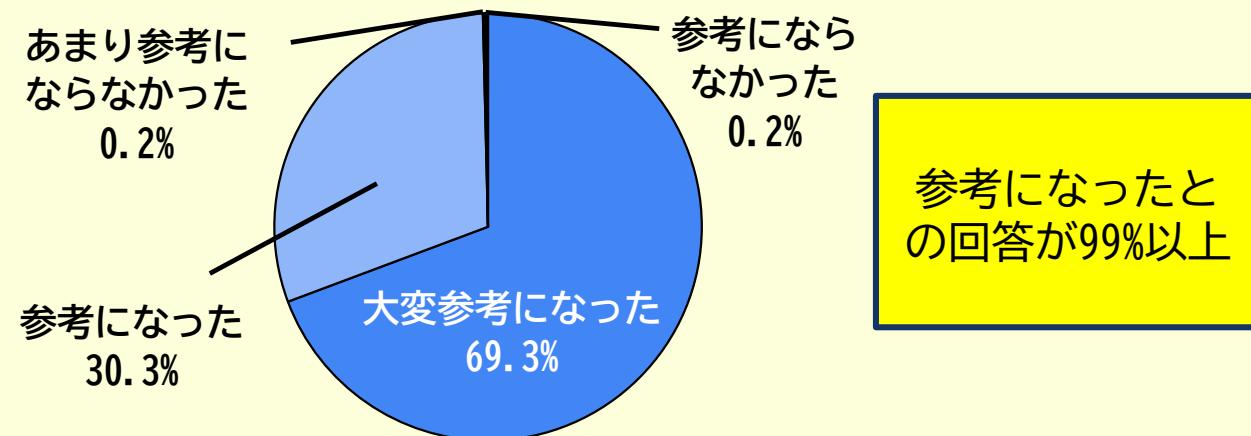
3 成果、課題と今後の方向性

(1) 成果

- 公立学校人権教育担当者研修会では、日頃から教職員が児童生徒の様子を観察することや、児童虐待の早期発見・早期対応のため、組織として対応することの重要性を認識させることができた。

<令和7年度 公立学校人権教育担当者研修会 実施後アンケート>

【講義について】

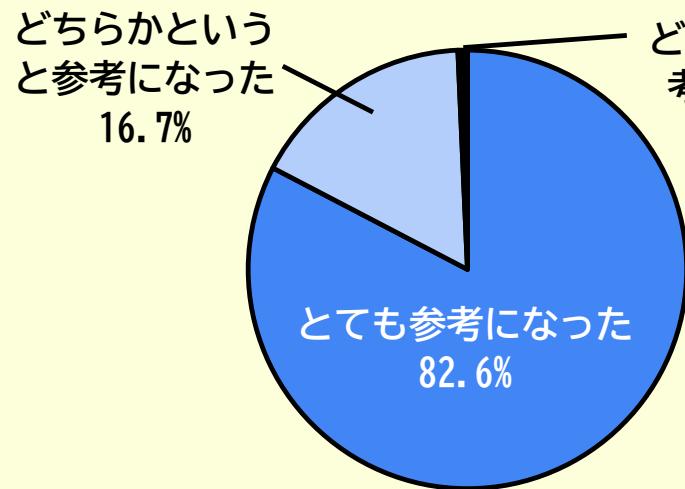


- ・ 助けを求めている児童や毎日を辛い気持ちで我慢している児童はいないか、児童たちの表情や言動、身体の様子などを常に観察し、気になることがあれば素早い対応をしていきたい。
- ・ 虐待を発見した際は、チームで対応し、早期対応、記録をして子供を守れるよう、組織を意識した行動をしていこうと感じた。

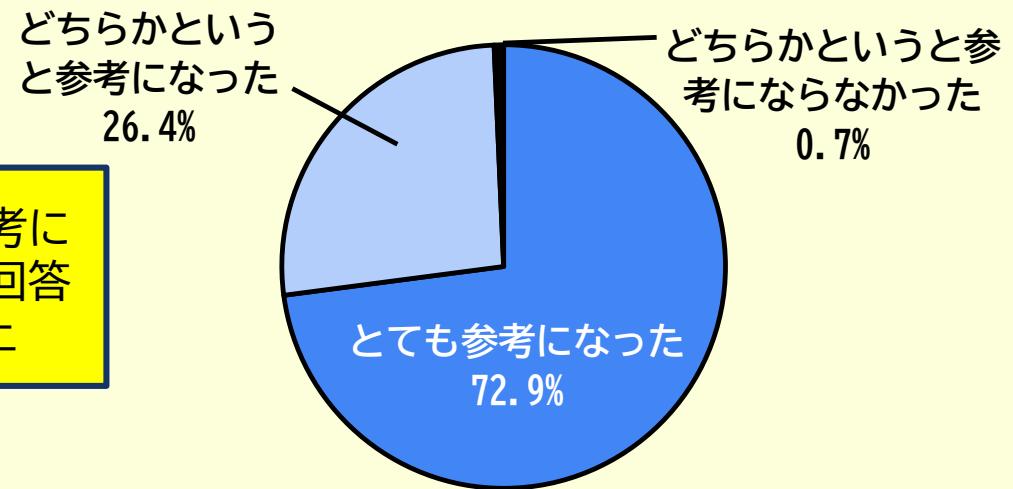
- 児童虐待防止支援研修会では、学校現場にとどまらず外部機関との連携の重要性の認識を深められた。また、異なる職種・機関との交流により、新たな視点に気付き、協働意識を高めることができた。

<令和7年度 児童虐待防止支援研修会 実施後アンケート>

【講義について】



【演習・協議について】



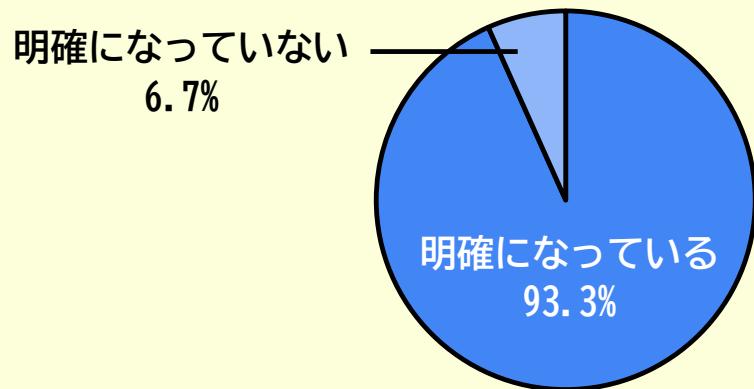
どちらも参考になったとの回答
が99%以上

- ・ こんな場合には、こうするべきであるということも知ることができたので、今後に生かせると思った。
- ・ 様々な機関の方と協議することができ、それぞれの立場でできることをして、関係機関につなげることで、虐待を受けている児童を救うことができる学んだ。
- ・ 立場の異なる参加者でグループを組んだことで、様々な角度からのアプローチを検討できたことがとてもよかったです。自分になかった視点を学ぶことができた。

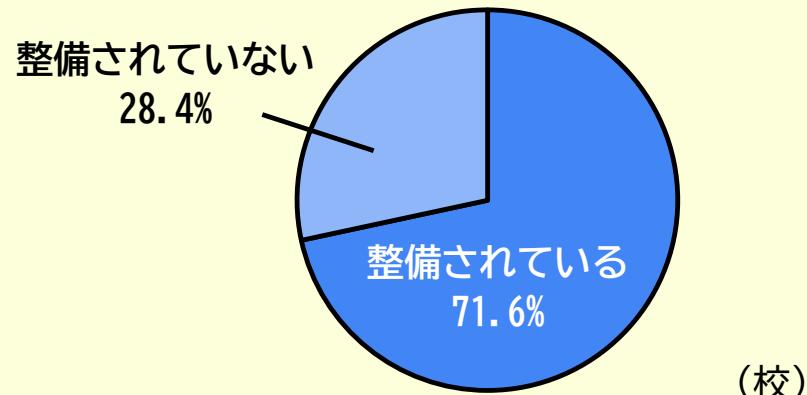
- 全体では、9割以上の学校で校内における児童虐待対応の役割が明確になっており、7割以上の学校で対応マニュアルが整備されている。

<令和6年度 学校における児童虐待の対応に関する調査（人権教育課）結果>

【学校における児童虐待対応の役割】



【児童虐待対応マニュアルの整備状況】



(校)

	学校数	児童虐待対応の役割		児童虐待対応マニュアル 整備されている
		明確になっている		
小学校	672	647 (96.3%)		544 (81.0%)
中学校	349	333 (95.4%)		271 (77.7%)
義務教育学校	4	4 (100.0%)		3 (75.0%)
高等学校	160	130 (81.3%)		50 (31.3%)
特別支援学校	55	43 (78.2%)		20 (36.4%)
合 計	1,240	1,157 (93.3%)		888 (71.6%)

(2) 課題と今後の方向性

【課題】

- 教職員向けの研修会では、児童虐待に対する理解や、学校での支援体制、外部機関との連携についての重要性の意識付けに一定の成果が見られたが、各学校において、実際に虐待が疑われる事案を発見した場合に、適切な対応につなげていくことが重要である。
- 7割以上の学校が学校独自の対応マニュアルを整備しているが、児童虐待に対応できる体制づくりのためには、全ての学校において整備されていることが望ましい。



【今後の方向性】

- 新たに、他の自治体の先進的な取組や個別の事例を取り入れた教職員向け研修資料を作成し、校内研修での活用を促すことにより、児童虐待に適切に対応できるよう教職員の資質・能力の向上を図る。
- 学校独自の対応マニュアルが未整備の学校に対して、県でマニュアルのひな型を示し、整備や活用を働き掛けるなどして、全ての学校が組織的に児童虐待に対応できる体制の構築を図る。

4 (参考)児童虐待防止に関する法律・条例

平成12年5月「児童虐待の防止等に関する法律」制定

児童虐待の防止等に関する法律(抄)

○第2条(児童虐待の定義)

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

○第5条(児童虐待の早期発見等)

学校（中略）及び学校の教職員（中略）は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 5 学校（中略）は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

○第6条（児童虐待に係る通告）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

平成29年7月「埼玉県虐待禁止条例」制定

埼玉県虐待禁止条例(抄)

○第12条（啓発活動）

- 2 県は、学校の授業その他の教育活動において、児童の発達段階に応じた適切な虐待の防止等に関する教育を行う機会を確保するため、市町村と連携し、必要な施策を実施するものとする。
- 3 学校は、児童及びその保護者（中略）に対し、虐待の防止等のための教育又は啓発に努めなければならない。

○第19条（虐待の防止等に関する研修）

- 2 （中略）学校の設置者は、（中略）教職員に対し、児童に対する虐待の防止等に関する研修を実施するものとする。
- 3 （中略）学校の教職員は、前項の規定による研修を受けるものとする。